

福祉総合センター 貸室使用料改定について（お知らせ）

令和2年4月より、福祉総合センターの貸室使用料が変わります。（改定率91.56%）

時間枠【午前：9:00～12:00 午後：13:00～17:00 夜間：18:00～21:00】

	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日
訓練室	1,500	1,800	1,500	2,600	2,600	4,500
アリーナ全面	3,600	5,400	3,600	9,000	9,000	14,800
アリーナ半面	1,800	2,700	1,800	4,500	4,500	7,400
研修室1	700	900	700	1,500	1,500	2,500
研修室2	700	900	700	1,500	1,500	2,600
活動室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
大会議室A	1,400	1,800	1,400	2,600	2,600	4,500
大会議室B	800	1,000	800	1,500	1,500	2,600
講座室1	400	500	400	1,000	1,000	1,500
講座室2	400	500	400	1,000	1,000	1,400
工作室	500	600	500	1,200	1,200	1,700
諸芸室	600	800	600	1,500	1,500	2,300
会議室	600	800	600	1,500	1,500	2,200
交流室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
和室	300	300	300	600	600	900
調理室	700	900	700	1,500	1,500	2,600

1. 現在有料で使用いただいている団体のうち、次のいずれかに該当する場合の使用料は、上記基本料金の3倍となります。

◆市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき

◆使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき

2. アリーナの半面利用が可能になります。

3. 令和2年度4月以降、引き続き減免制度の適用となる利用者（団体）は、今回の使用料改定による影響はありません。（詳しくは、指定管理者までご相談ください。）

問合せ先：岸和田市立福祉総合センター指定管理者 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
電話： 072-438-2321（9：00～21：00）